

# 認可外保育施設集団指導

## (居宅訪問型保育事業)

### ★虐待等&事故防止編★

# 虐待等 & 事故防止編

令和8年度の集団指導では、以下の項目について説明いたします。

- ・虐待、虐待と疑われる事案の発生防止
- ・午睡時の事故防止
- ・食事時の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止
- ・屋外保育時（散歩等）の事故発生防止
- ・保育の環境設定
- ・事故発生の防止・予防について

# 虐待、虐待と疑われる事案の 発生防止について

# 虐待の考え方の整理

## 《虐待の行為類型》

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト
- ④心理的虐待

※これらの虐待行為を含め、

「児童の心身に有害な影響を与える行為」をしてはならない。

【引用：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和7年8月 子ども家庭庁）】

# 職員によるこどもに対する虐待例

## 《①身体的虐待》

- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為
- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など

【引用：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和7年8月 子ども家庭庁）】

# 職員によるこどもに対する虐待例

## 《②性的虐待》

- ・ 下着のままで放置する
- ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器を見せる
- ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- ・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる
- ・ わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など

【引用：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和7年8月 子ども家庭庁）】

# 職員によるこどもに対する虐待例

## 《③ネグレクト》

- ・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど
- ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする
- ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
- ・ 適切な食事を与えない
- ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・ その他職務上の義務を著しく怠ること など

【引用：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和7年8月 子ども家庭庁）】

# 職員によるこどもに対する虐待例

## 《④心理的虐待》

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- ・こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
- ・こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど）
- ・こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）
- ・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

【引用：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和7年8月 子ども家庭庁）】

# 虐待等と疑われる事案（不適切保育）について

## 虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

- ◆ 従前のガイドラインでは、「不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要がある。」と整理。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得るものである、すなわち、日々の行為の延長に虐待がある。と再整理された。

- 日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

【引用：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

（令和7年8月 子ども家庭庁）】

# 午睡時の事故防止について

# 午睡時の事故防止について

◆ 教育・保育施設等においては、これまでも、睡眠中に、うつぶせ寝の状態で発見される死亡事故が繰り返し発生している。多くの事例においては、睡眠中のこどもの定期的な点検など、きめ細かな観察が行われていなかったことが明らかになっている。

➤ 午睡時の事故を防止するために、注意すべきポイント等について、改めて確認をお願いします。

【引用：「預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」  
(令和8年3月30日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡)】

# 午睡時の事故防止について

## ◆乳幼児突然死症候群

○照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。

○乳幼児のそばを離れない。

○乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。

1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子供の安全確認をきめ細かく行う。

## ◆その他の睡眠中の事故

○睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、窒息などによる事故がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

# 午睡時の事故防止について

## ■窒息リスク除去方法■

- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、又はヒモ上のもの(例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。
- ・ ほかに窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録する。

# 午睡時の事故防止について

◆ 睡眠中の死亡事故は預かり始めの時期に多く発生している。

要因：①環境の変化によるこどものストレス

：②入所間もないこどもの発達状況の把握が十分でないこと

➤ 事前面談や初回ヒアリングを通じてこどもの状況を把握し、こどもが徐々に環境に慣れるためにはどうしたら良いか（例えば、初回は保護者同伴や短時間保育など）を保護者と考え、家庭との連携・協力を密にすることが重要。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること

- 献立には、給与栄養量、素材等を記入する。
- 乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
- 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
- 食物アレルギー、障がいのある子ども等については、一人一人の子どもの心身の状況に応じた献立を作成する。

## ◆児童の状況に応じて配慮すること

かかりつけ医の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆認可保育園での事故（1歳）

- ・苦手な食材を少しでも食べられるようになってもらいたいため、好きな食材と交互に与えていた。
- ・当該児童に苦手なリンゴから食べさせた。
- ・口の端にあったリンゴを中央に持ってきて、ハンバーグを口に入れた時に泣き始め、体をのけぞらせるようにして嫌がる素振りをした直後につまらせてしまう。
- ・保育士が異変に気付き、応急処置を施す。すぐに119番通報し、病院に搬送されたが死亡確認。

## ◆認可保育園での事故（1歳）

- ・保育士が1対1で児童に対し食事の介助をしていた。
- ・焼肉風炒め物の薄切り肉、2口目を食べさせた際に、嘔吐しようとするような苦しそうな様子が見られたため、救命措置を行う。しかし、顔色が変わっていき、チアノーゼ状態となる。
- ・119番通報後、病院へ搬送されたが、搬送先で死亡が確認された。

# 食事中の事故（誤嚥及び窒息）の発生防止

## ◆誤飲等ヒヤリハット事例

（引用：令和2年度ヒヤリ・ハット調査「誤飲等による乳幼児の危険」調査報告書 令和3年6月 東京都生活文化局）

### ①飴の誤飲（男児・5歳）

飴を口に入れて直後に、牛乳を飲み、苦しそうに泣いた。背中を叩いたが飴は出てこなかった。救急車を呼び、受診したが、飴を飲み込むことができた。

### ②イカの誤飲（男児・4歳）

イカの刺身の筋が噛み切れず、口の中と食道に繋がった状態になり、飲み込めずに苦しんだ。すぐに口の中のイカを引っ張りすべて取り出した。

# 誤嚥事故防止のための食材整理表

## 使用を避ける食材

粘着性が高く、飲み込みにくい



もち



白玉団子



乾いたナッツ・豆類



ミニトマト



ぶどう



さくらんぼ



個装チーズ



うずらの卵



アメ類・ラムネ



いか



こんにゃく

球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい

弾力性があり、噛み切りにくい

やむを得ず使用する場合の留意点→

4等分して形や大きさを変える

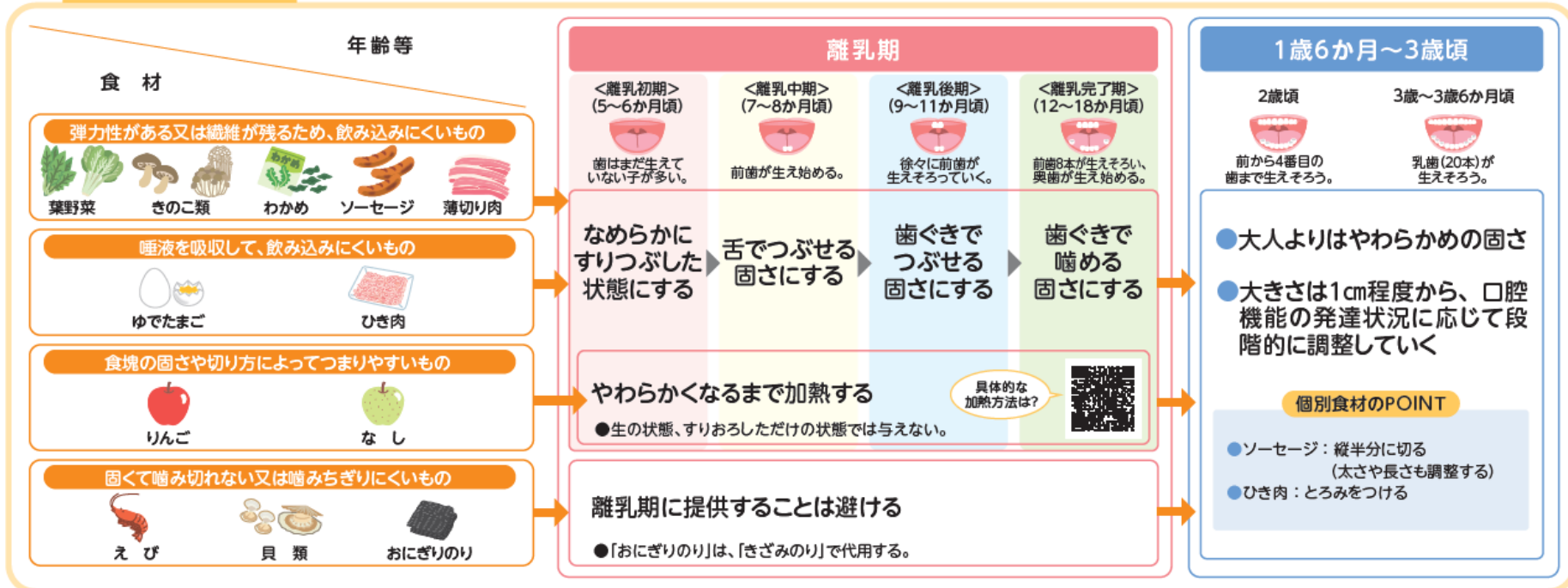
4等分して形や大きさを变更后、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを変える

「糸こんにゃく」で代用する

## 調理を工夫する食材

●「年齢等」はあくまで目安です。子どもの口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。  
●離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。



# 誤嚥事故防止のための食材整理表

## 食事提供のポイント



給食・おやつだけではなく、園庭での栽培活動や、季節の行事など、通常の食事提供とは異なる場面にも注意しましょう。(報告書付録を参照)



全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを覚えておきましょう。

パンなど、ありふれた食材でも誤嚥事故が発生しています。



ゆとりある時間を確保して、よく噛んで食べるように伝えましょう。

無理に完食させようとしたり、食事を急かすことは、誤嚥につながるおそれがあります。



食事の時は、水分を摂らせて、のどを潤すようにしましょう。

水分を摂取すると、食べ物が喉を通りやすくなり、誤嚥の予防になります。

## 正しい姿勢で食べることを伝えましょう

### 離乳初期



口を開けた時に、舌と床が平行となるように背もたれ等を調整しましょう。



食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

眠くなった時の対応は?



上記の状態では、通常の咀嚼・嚥下ができないので、口の中に食べ物が残っていないか確認した上で、食事は中断しましょう。



「遊びながら」「しゃべりながら」食べないように伝えましょう。

口の中に食べ物が残ったまま遊んだり、しゃべったりすると、誤嚥につながるおそれがあります。



食事中は、こどもを驚かせないようにしましょう。

急に抱き上げる、口の中に指を入れるなどによって、驚いた拍子に口の中の食べ物を吸い込んで、誤嚥につながるおそれがあります。

### 離乳中期以降



- カバーやマット等を利用して、正しく座れるように工夫しましょう。
- 足の裏が床につく高さでイスに座らせ、机は肘がつく高さとし、正面を向くように調整しましょう。



ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。

### POINT

- 水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
- 口の中に詰め込みすぎないように注意しましょう。
- よく噛んで食べるように伝えましょう。



飲み込めずに口の中に残っているものがある時は、無理に飲み込ませず、吐き出させましょう。

無理矢理指を入れて取り出すのではなく、こどもが自分で吐き出すように伝えましょう。



食べ方に注意が必要な食材は、あらかじめ注意を呼びかけましょう。

「パサパサして飲み込みにくい」、「口の中でばらばらになりやすい」など、食材の特徴に合わせた注意を呼びかけましょう。



こどもから離れる時は、別の職員等に対応を引き継ぐようにしましょう。

対応を別の職員に引き継ぐ場合には、こどもの食事に関する特徴を伝えるようにしましょう。

## 離乳期のポイント



離乳期のこどもの介助をする時は、<食事提供のポイント>に加えて、以下のポイントにも注意しましょう。



こどもが慌てて食べないように、こどものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

自らも落ち着いて介助に当たることができるように、ゆとりある時間を確保しましょう。



1回に口に入れる食材の量や大きさは、こどもの口に合うように調整し、詰めすぎないようにしましょう。

離乳初期の1回に口に入れる食材の量は、浅めのスプーン半分くらいを目安にして、その後は口腔機能の発達に合わせて調節しましょう。



口の中に食材が残っていないことを見て確認してから、次の一口を食べさせるようにしましょう。

# 屋外保育（散歩等）の事故発生防止

# 屋外保育（散歩等）の事故発生防止

**置き去り事故の事故報告が増えています。** 保育園等の施設における事故とは事情が異なるかと思いますが、居宅訪問型保育事業者におかれましても、屋外での保育を行う際には十分注意するようにお願いいたします。

## 《安全管理の取り組み例》

◆散歩の経路等について、危険箇所等の点検を行っているか。

⇒目的地や経路について、事前に安全の確認を行い、保護者と情報を共有する等

◆必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行っているか。

⇒携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等

◆現地（公園等）の状況確認

⇒構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。

# 保育の環境設定

# 保育の環境設定

- ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか
  - 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
  - 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。
  - 子どもの誤嚥につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石などがある。身に着けている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。
  - 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、施設・事業所内で情報を共有し、除去することが望ましい。

【引用：厚生労働省（平成28年3月）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」】

# 事故発生の防止・予防について

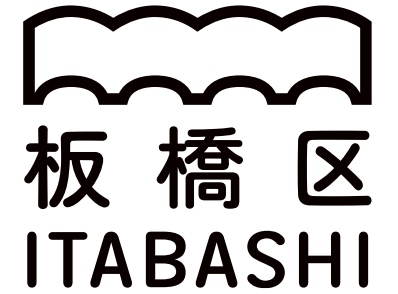
# 事故発生の防止・予防について

◆事故発生の発生防止、予防について、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取組みを行うことが考えられる。

①重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成する。

②施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

➤ ヒヤリハット時の事故防止意識の再確認等の実施に向けて、**ヒヤリハット簿**を作成し、活用ください。



御清聴ありがとうございました